(参考)水銀に関する条約の制定に向けた検討について

1.経緯

国連環境計画(UNEP)では、2001年より地球規模の水銀汚染に係る検討を開始。2002年に人への影響や汚染実態をまとめた報告書を公表(水銀アセスメント)。

2009 年 2 月に開催された UNEP 第 25 回管理理事会において、水銀に関する法的拘束力のある文書(条約)を制定すること、及びそのための政府間交渉委員会を設置して 2010年に交渉を開始し、2013年までに 5 回の INC を開催してとりまとめを目指すことを合意。

2010年6月、政府間交渉委員会第1回会合(INC1)がストックホルムで開催された。本年6月にプンタ・デル・エステ(ウルグアイ)で開催されたINC4において条約案文について議論。

他方、2010 年 5 月、水俣病犠牲者慰霊式において、水俣病経験国として本条約の制定に積極的に貢献すること、条約の採択・署名のために 2013 年頃開催される外交会議を我が国に招致することにより、「水俣条約」と名付けたいと内閣総理大臣より表明。2011 年 1 月に、千葉で開催された INC2 の際に、外交会議の我が国開催を了承。

外交会議の開催時期、場所については、2013 年 10 月に熊本市を主会場とし、日程の一部に水俣市での行事を組み込む形で UNEP 事務局等と調整中。

2.政府間交渉委員会(INC)

(1)検討事項

- ・条約の目的の明確化
- ・水銀供給の削減と国際貿易の制限
- ・製品及び工程中の水銀需要の削減
- ・水銀の大気・水・土壌への排出の削減
- ・水銀含有廃棄物及び汚染地に関する取組
- ・普及啓発、研究とモニタリング、情報のコミュニケーション
- ・途上国への技術・資金支援
- ・遵守への取組

(2)スケジュール

2010年6月 7-11日	第1回(INC1):ストックホルム(スウェーデン)
2011年1月24-28日	第2回(INC2):千葉市(日本)
2011年10月31日 -11月4日	第3回(INC3):ナイロビ(ケニア)
2012年6月27日 -7月2日	第4回(INC4):プンタ・デル・エステ(ウルグアイ)
2013年1月13-18日	第5回(INC5):ジュネーブ(スイス)
2013年2月18-22日	第 27 回 UNEP 管理理事会に検討結果を報告
2013 年秋頃	外交会議(条約の採択及び署名):日本